

令和2年5月7日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の 認可について

近畿経済産業局長から、下記の事業者による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、改正法附則第28条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

坂本油化株式会社
株式会社青木商店

(法人番号 5120001051760)
(法人番号 6120001037040)

(別紙)

官 印 省 略
20200507 近畿第 18 号
令和 2 年 5 月 7 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

令和 2 年 5 月 7 日付け 20200507 近畿第 2 号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。